

令和 4 年 第 1 回
別海町議会定例会会議録

至 令和 4 年 3 月 1 1 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和4年3月2日）

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		令和4年度行政執行方針
日程第 7		令和4年度教育行政執行方針
日程第 8		提出案件の概要説明
日程第 9	議案第10号	令和3年度別海町一般会計補正予算（第9号）
日程第10	議案第11号	令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第12号	令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第13号	令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第14号	令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第15号	令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第16号	令和3年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第17号	令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		令和4年度行政執行方針
日程第 7		令和4年度教育行政執行方針
日程第 8		提出案件の概要説明
日程第 9	議案第10号	令和3年度別海町一般会計補正予算（第9号）
日程第10	議案第11号	令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11	議案第12号	令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第13号	令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第13 議案第14号 令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第14 議案第15号 令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第15 議案第16号 令和3年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）
 日程第16 議案第17号 令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）

○出席議員（16名）

1番	宮越正人	2番	横田保江
3番	田村秀男	4番	小椋哲也
5番	外山浩司	6番	大内省吾
7番	木嶋悦寛	8番	松壽孝雄
9番	今西和雄	10番	小林敏之
11番	瀧川榮子	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長 15番	戸田憲悦	議長 16番	西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	佐藤次春
教育長	登藤和哉	代表監査委員	杉本義久
監査委員	竹中仁	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
農業委員会会長	小野榮一	総務部長	浦山吉人
福祉部長	今野健一	産業振興部長	門脇芳則
建設水道部長	伊藤一成	教育部長	山田一志
会計管理者	中村公一	病院事務長	三戸俊人
農業委員会事務局長	内山宏	選挙管理委員会書記長	入倉伸顕
総務部次長	入倉伸顕	産業振興部次長	佐々木栄典
教育部次長	石川誠	総務課長	入倉伸顕
総合政策課長	寺尾真太郎	財政課長	角川具哉
ふるさと応援・情報化推進室長	松本博史	税務課長	伊藤輝幸
防災交通課長	麻郷地聡	西春別支所長他	田村康行
尾岱沼支所長他	福原義人	町民課長	皆川学
福祉課長	干場みゆき	介護支援課長	高橋勇樹
老人保健施設事務長	竹中利哉	水産みどり課長	佐々木栄典
建築住宅課長	川畑智明	事業課長	外石昭博
上下水道課長	谷村将志	上下水道課技術長	袴田充輝
学務課長他	宮本栄一	学校教育課長	池田卓也
生涯学習課長他	石川誠	中央公民館長	新堀光行
監査委員事務局長	千葉宏	病院事務課長	小川信明
防災交通課主幹	深川淳一		

○議会事務局出席職員

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

7 番 木 嶋 悦 寛

9 番 今 西 和 雄

8 番 松 壽 孝 雄

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者並びに事務局の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクの着用をお願いいたします。

ただいまから令和４年第１回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は１６名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。

７番木嶋議員。

○７番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） ８番松壽議員。

○８番（松壽孝雄君） はい。

○議長（西原 浩君） ９番今西議員。

○９番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、３名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第２ 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） はい。

２月２１日及び２月２５日に開催いたしました議会運営委員会で、第１回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第１回定例会に町側から提出されております案件は、全部で３３件であります。

提出されました議案は、令和４年度各会計予算８件、令和３年度各会計補正予算８件、条例の制定が１件、条例の一部改正が９件、規約変更が１件、工事請負契約の締結が２件、工事請負契約の一部変更が１件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更が１件、町道の路線認定及び廃止が１件、根室町村等公平委員会委員の選任の同意が１件であります。

これら提出案件のうち、各会計当初予算の８件及び各会計補正予算の８件、別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものと決定し、令和４年度各会計予算と令和３年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、別海町生涯学習セン

ター設置及び管理等に関する条例の制定については、新規条例ですので、総務文教常任委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和４年度各会計予算８件と令和３年度各会計補正予算８件、議案第１８号と第２７号、議案第２１号と第２２号、議案第２３号と第２４号、議案第２５号と第２６号については関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定しました。

次に、会期及び議事日程であります。

第１回定例会の会期は、３月２日から３月１１日までの１０日間とし、初日には行政執行方針、教育行政執行方針と町長提出議案のうち先議の申し出がありました令和３年度各会計補正予算８件の内容説明を行います。

散会后、補正予算の審査を行うため休会とし、予算決算審査特別委員会を開催いたします。

２日目の３月３日には、先議案件の令和３年度各会計補正予算の採決を行い、先議以外の町長提出議案の令和４年度各会計予算８件の内容説明と議案第１８号から第３３号及び同意第１号の１７件について、内容説明と質疑を行うことといたしました。

翌週の３月７日・８日は、一般質問を行うことといたしました。

８日の一般質問終了後から１０日までは休会とし、８日は、福祉医療常任委員会と産業建設常任委員会を開き、９日・１０日の２日間は令和４年度各会計予算の審査を行うため、予算決算審査特別委員会を開催します。９日は一般会計の審査、１０日は特別会計及び企業会計の審査を行い、会計ごとに討論・採決を行うこととしました。

また、１０日は、予算決算審査特別委員会終了後から総務文教常任委員会を開きます。

最終日の１１日は、常任委員会及び特別委員会に付託した議案の審査結果の報告、町長提出議案の討論・採決を行い、その後議会制度調査特別委員会からの中間報告、予算決算審査特別委員会の設置などを行うことと決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、松原議員、小椋議員、中村議員、外山議員、横田議員、木嶋議員、今西議員の８名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策論議となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

最後に確認の機会の付与についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会での論議が活性化し、議論のポイントを町民の皆様によりわかりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関、並びに議員各位には、その趣旨を十分理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容の報告といたします。

◎日程第３ 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第３ 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月１１日までの１０日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から３月１１日までの１０日間と決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第５ 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第５ 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和４年第１回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい時期とは存じ上げますけれども、全員の御出席をいただきましたことに感謝を申し上げます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

発達した低気圧の影響によりまして、２月２０日から２２日にかけて、断続的に雪の降り方が大変強まりまして、本町では、７２時間の降雪量が５９センチを記録しまして、これは統計開始以来２月の最大値を更新しております。

この気象の影響で、大型車両などが計１３台スタックしまして、これの救助や国道及び道道の通行止めによりまして、帰宅困難者の一時待機場所として、役場庁舎や一部の地域会館で受入れの対応をしていたところでございます。

また、酪農関係では、生乳集荷が滞る影響によりまして、５件で７トンの生乳廃棄があったほか、２月２８日現在、７件から畜舎や育成舎と農機具庫など農業用施設、これが破損する被害が報告されております。

教育関係では、幼稚園、小・中・高校が２日間臨時休園、休校となりました。

公共施設では、町立別海病院の空調機器が雪の吹き込みによりまして破損したほか、野付半島ネイチャーセンターでは、高波の影響で水道管が破裂するなど被害が発生しております。

３月は季節の変わり目でもありまして、彼岸荒れというような天候も起きることもありますので、荒天に関わる気象情報等に注視をし、引き続き、状況に応じた対策を図ってまいります。

さて、２月２０日に閉幕しました冬季北京オリンピックでございますけれども、本町出身の郷里里砂選手、新濱立也選手、そして森重航選手の３選手とも、晴れの大舞台で日本代表として、堂々とした滑りを披露してくれました。

郷選手は、前回の平昌大会に次ぐ連続出場になり、前回は悔し涙で終わってしまいましたけれども、今回は全力を出し切った納得できる滑りを見せてくれ、笑顔で終わられたことを嬉しく思っております。また、日本選手団の旗手として、その大変な役割を果たしてくれた、これはうちの町にとっても大変名誉なことだと喜んでおります。

また、新濱選手は、日本のエースとしてメダルを期待されていた５００メートルで、まさかのスタートでのアクシデントに見舞われまして、満足のいく結果は残せませんでしたけれども、それだけに今後さらに活躍してくれるものと期待をしております。

そして、若手のホープの森重選手ですけれども、初出場の５００メートルで、快挙とな

る銅メダルを獲得しました。この種目においては12年ぶりに日本にメダルをもたらし、また、根室管内出身者で初のメダリストとなったことで、別海町の名を全国にとどろかせてくれたことを誇りに感じております。

いずれにいたしましても、3選手ともオリンピックの場で、町民に夢と感動を与えてくれ、特に子ども達に大きな希望を与えてくれたものと確信しております。

感動をいただきましたオリンピックは終了いたしましたけれども、3選手の今シーズンの転戦はまだまだ続いておりまして、この新濱選手、森重選手の2人は、3月3日から6日までのノルウェーでの開催される世界スピード選手権大会に出場します。

その後の3月12日からは、オランダで開催されますワールドカップ、これの第5戦、これは最終戦になりますけれども、これには郷選手と、期待の新人であります上春別出身の野々村太陽選手、これも加わりまして、4人そろって日本代表として、出場予定であることでございます。

ぜひ、今シーズンの有終の美を飾っていただく、地元から引き続き熱い声援を送りたいと願っております。

次に、新型コロナ感染症についてでございます。

オミクロン株の全国的な感染拡大によりまして、北海道においても3月6日までの期間としますまん延防止等重点措置がさらなる期間延長も、今、想定される状況が続いております。

根室管内でも、この間、新型コロナウイルス感染者が急激に増加したことから、町立別海病院に1月25日から新型コロナウイルス病床を再設置いたしました。

本町における感染者の状況については、1月の後半から2月の1週目にかけて増加してきました、年明け以降、昨日まで90名程度の方が感染者となったとの推定をしております。

町では、この間、医療機関や近隣市町と連携を密にして情報収集を行いながら、町ホームページでSNSを初め、広報誌、新聞、防災行政無線、電光掲示板等を活用しまして、町民の方々に対しまして、感染拡大防止を喚起するメッセージや関連情報等の発信を行ってきたところでございます。

本町を含め、隣接市町においても、毎日数人程度の新規陽性者が確認されていることから、今後においても、関係機関と連携をしながら、感染者への治療と感染拡大の抑制に努め、状況を適正に判断し対応していきたいと考えております。

新型コロナワクチン追加接種の状況でございますけれども、2月17日から町立別海病院を会場にしまして、一般の方々を対象とした集団接種を開始しまして、平日は1日当たり60人程度、土曜・日曜はそれぞれ480人の接種を行っております。

2月20日の接種については、暴風雪の影響で若干のキャンセル等が出ましたけれども、それ以外、接種会場では特に混乱もなくスムーズに接種を行うことができているとの報告を受けております。

また、感染拡大が懸念されることから、クラスターの未然防止等を目的として、町内の保育園、幼稚園及び小・中・高等学校に勤務する方への接種も並行して進めているところでございます。

5歳以上11歳以下の初回接種については、3月以降の開始を予定し、町立別海病院と、今、協議を進めております。

町では、接種を希望される全ての方に対し、安定的に接種を行うために、関係機関と連

携を図り、円滑なワクチン接種の実施に努めてまいりますので、町民の皆さんの御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢ですけれども、町内の生乳生産量は、昨年1月から12月末までで、51万4,000トン、これは対前年比で102%、生産額では、534億4,000万円、これは対前年比で100.4%です。

生乳及び生産額は…乳量生産額ですね、事業者の自助努力はもちろんのこと、生産基盤の拡大など、1戸当たりの飼養頭数や生乳生産量が増加傾向にあったことから、乳量については、50万トンを超える結果となりました。

ただ、危惧していた昨年末の生乳廃棄、これは関係各所の努力や全国的な牛乳・乳製品の消費拡大PR効果もありまして、一旦は乗り越えたものの、年末年始以上の厳しさが想定されます。

この年度末の生乳需給について、関係各所と連携をとりながら、引き続き動向を注視していく必要があります。

次に、生乳生産農家戸数ですけれども、本年2月1日現在で17戸が離脱しております、17戸中12戸は後継者不足と、それが理由になっております。

昨年2戸が新規就農していることから、農家戸数は全体で607戸ということになっております。

次に、水産業の状況についてです。

昨年1月から12月末までの水揚げ状況は、漁獲数量では対前年比122%の2万8,495トン、金額では145%、額で81億3,590万円となりました。

秋サケ不漁の影響もありましたが、ホタテを含む貝類の水揚げが大変好調であったため、前年を上回る結果となりました。

また、昨年12月から操業開始となりましたホタテ漁は、今年5月末までの漁期を予定しております。漁獲量は、昨年並みに推移し、価格は高値が続いている状況ではございますけれども、価格は為替や国内外での需要によって大きく左右されますことから、引き続き、市場価格の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、商工業と観光についてです。

商工業については、1月末、起業家支援事業、これは13件ということで、昨年と比べると大幅に上回る状況です。

次に、にぎわい商店街創造事業、これは12件で、うち11件がコロナ対策事業となっております。

また、もう一つの事業であります、地域貢献中小企業支援事業ですけれども、これは29件と例年並みとなっております。

観光につきましては、昨年と同様コロナ禍の影響を大変大きく受けたことから、1月末現在の観光客の入込数は、対前年比で99.5%、人数で15万1,000人となっております。

冬期間の人気観光となっております水平線ツアーも、北海道におけるまん延防止等重点措置の影響によりまして、団体ツアーが見込めることができずに、大変厳しい状況が続いております。

今後、期間延長となっております「GOTOトラベル」や「どうみん割」、これの再開に期待しているところでございます。

次に、除雪の実施状況でございます。

今シーズンは、昨年の12月から本日現在まで、延べ58日間、除雪作業を行っております。

このうち、先週の暴風雪を含めまして、全車出動となった日が4日間ありまして、その他にも一部民有車を9日間出動させております。

この実績によりまして、除雪委託料は1億2,300万円程度となる見込みでございまして、予算の残は2,700万円となっている状況です。

今後におきましても、冬期交通の安全を確保し、町民生活や産業活動の支障にならないよう万全を期してまいります。

次に、令和4年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施についてでございます。

2月17日に防衛省が訓練計画を公表いたしました。

矢臼別演習場での訓練は、令和5年1月から3月までの予定となっておりますけれども、具体的な日程等につきましては、今後、日米間における調整等が行われ、最終決定がされることとなりますので、今現在ではわかりません。

情報が入り次第、内容について町民の皆様へ報告したいと思っております。

最後に、光ファイバ整備事業についての御報告です。

町内全域を対象に、光ファイバ網整備エリアへの整備を進めている光ファイバ整備事業でございますけれども、これは2月28日時点で計画している光ケーブルの敷設距離、町全体で1,150.6キロメートルありますけれども、これに対しまして、施工出来ているのが1,063.73キロメートルでございまして、残すところ87キロ前後になっております。

光ケーブルの敷設に係る進捗率は92.45%というところまで進んでおります。

ただ、しかしながら、先般工事受注先のNTT東日本北海道事業部から、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、世界的な資材不足が伴いまして、光ケーブルの資材の納入に遅延が生じたために、令和4年3月31日としている工期内の整備完了が困難であると報告がありました。

令和2年度高度無線環境整備推進事業補助金、これを活用とした光ファイバの整備につきましては、北海道内において、本町含め104の自治体が整備を進めておりますけれども、本町が計画している光ケーブルの敷設距離1,150キロは、道内104の自治体の中で最も長く、NTT東日本では本町を最重点整備エリアと位置づけて、大規模な作業班を編成して整備を進めてきたところではございますけれども、今般の新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、部材調達の遅れによりまして、工事の遅延は、これはやむを得ないと判断をしております。

工事遅延期間は、おおむね3カ月程度と見込まれておりますので、4、5、6ですから、6月いっぱいぐらいまでというような、今、予定になっております。

整備完了後は、速やかに光サービスの利用ができるように、利用手続や各家庭までの引込工事を集中的に対応するよう、体制を整えてほしいというようなことをNTT東日本と協議を進めておりました。

現時点においては、7月からの利用手続を開始予定しております。

このことについては、広報べつかい3月号とそれから町のホームページ、この双方に掲載しまして、サービスの利用をお待ちいただいている方々に広く周知することとしており

ますので、予定を若干遅れたことに御理解をお願いよろしく申し上げます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

この後の定例会においての御審議、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎日程第6 令和4年度行政執行方針

○議長（西原 浩君） 日程第6 令和4年度行政執行方針について説明があります。

町長。

○町長（曾根興三君） それでは引き続きまして、行政執行方針を述べます。

まず、長期にわたり対応が続いております新型コロナウイルス感染症対策も、令和4年に入りまして、3年目ということになっております。

これまで医療関係者をはじめとした感染症対策に従事する方々や、日々の生活を支えるエッセンシャルワーカーの皆様、多大な御尽力をいただいております。

また、多くの町民、事業者の皆様、町が実施した感染拡大防止対策に御理解をいただきました。行動の制限や自粛に御協力をいただきました。

執行方針を述べる当たり、この間、御尽力、御協力をいただきました全ての皆様方に、感謝と御礼を申し上げます。

さて、多くの皆様が待ち望んでおりました生涯学習センター「みなくる」、これは令和4年4月1日から供用開始となります。

この生涯学習センターの落成に併せて開催を予定しておりました町制施行50周年記念式典、これは令和4年10月に挙行をいたします。

また、友好都市関係にあります大阪府の枚方市、そして、高知県の四万十市、さらには、沖縄県の名護市の皆様方をお迎えしまして、友好都市サミットも本町において同時に開催することが決定しております。

令和4年度は、これらの式典を契機に、未来に向け町の新たな魅力を町内外に発信し、みなくるを拠点とした町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

さきに終えました北京オリンピックでございますけれども、先ほど申し上げましたように、スピードスケート500メートル競技において、森重航選手の銅メダル、これは大変な快挙でありますし、また、新濱選手、郷亜里砂選手の本町出身の3選手が、それぞれの競技において地元から声援を送った私達に、大きな感動と誇りを与えてくれました。

3選手からいただいた感動を糧にして、町民の皆様とともに、このコロナ禍を乗り越え、これまで以上に暮らしやすく、活気のあふれた別海町としてのさらなる発展に向けて、全力を尽くして町政のかじ取りを進めてまいります。

それでは、第7次別海町総合計画、これに掲げます6つの基本目標に沿って、令和4年度の主な施策について申し上げます。

まず1点目、主要な施策の推進、地域資源を生かした産業のまちづくりでございます。

本町の重要な基幹産業であります酪農は、農業生産額及び生乳生産量とも順調に推移しておりますけれども、新型コロナウイルス禍では生乳需要の低減が長期化している影響から、生乳増産の抑制、また、生乳廃棄のおそれなど、先行きが不透明な側面もあります。

今後も、本町の酪農経営に大きな影響が生じることがないように、農業情勢の動向を注視し、本町の酪農の持続的発展と経営の安定化に向け取り組んでまいります。

また、これは1町村で解決する課題ではないので、「釧根農業ビジョン」というような形で、釧根13市町村とそれから全農協とが一緒になった一つのビジョン会議があります。

けれども、その中でも、お互いの連携をして、地域全体で取り組んでいこうということも申し合わせておりますので、そういう取組にもしっかり加入していきたいと考えております。

また、新たな担い手の確保及び後継者対策については、引き続き、別海町担い手支援協議会及び産業後継者対策相談所、これを中心として取り組んでまいります。

新規就農者育成のための拠点施設であります別海町酪農研修牧場、これは新規就農希望者を円滑に就農できるような持続的研修機能を強化してまいります。

農業者の高齢化や担い手不足に対応して、生産性の向上と労働負担の軽減を図るために、町全域に整備されております光回線によるスマート農業のさらなる推進と、デジタル技術の活用によりまして、新たな農業の変革の実現に向けて、しっかり取組を推進してまいります。

環境に調和した農業の推進につきましては、町、事業者及び関係団体が一体となりまして、家畜排せつ物の適正な管理及び処理に努めるとともに、2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現に向けて、農業分野における検討も進めてまいります。

森林環境の保全については、森林の持つ多面的機能の発揮に向けまして、引き続き町有林の計画的な整備に加えて、森林環境譲与税を活用して、森林所有者の適切な経営管理を促すための意向調査も行っております。

また、河川環境を良好に保持するための主要河川沿いの河畔林整備、これも進めてまいります。

水産業振興につきましては、主要魚種である秋サケの記録的な不漁が続いていることから、サケマス増殖事業の強化のため、関係機関と協調しまして、資源回復や回帰率の向上等に向けた取組を進めてまいります。

また、漁家経営安定のため、好調に推移しているホタテ、アサリ、ホッキなどの根付け資源、これについて、国や北海道と連携し、資源増大事業を推進するほか、産業の担い手である漁業後継者の育成・確保、これにも支援してまいります。

水産基盤の整備につきましては、水産物の安定供給のために、北海道や関係機関と連携し基盤強化対策を推進するほか、地震や津波など大規模災害に備えた災害に強い漁港づくり、これも進めてまいります。

観光振興につきましては、コロナ禍による観光入込客の減少によりまして、厳しい状況が続いていることから、野付湾周辺での体験型観光コンテンツ、これのさらなる充実を図りまして、別海町観光開発公社や昨年秋に事務所が移転独立しました別海町観光協会との連携を深めまして、ウィズコロナ、アフターコロナに対応した観光を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてまん延防止重点措置適用等が繰り返されておまして、業種によっては売上減少により厳しい経営状況が続いております。

引き続き、国や北海道が行います経済対策の動向を注視しまして、状況に応じて必要な支援施策を講じられるよう商工会とも協議をし、起業家支援事業をはじめ新規事業立ち上げ等に対しても、積極的な支援に努めたいと考えております。

人と自然が調和するまち。

これは、農林業や生活環境などに甚大な被害をもたらしますエゾシカの対策でございま

すけれども、鳥獣被害防止計画に基づきまして、町内全域を対象とした銃器によります春駆除及び秋駆除を行うとともに、越冬地対策として、囲いわなによる生体捕獲を継続して実施し、被害防止に努めてまいります。

次に、ごみ処理についてでございますけれども、町全体でさらなる分別の徹底とごみの減量化に取り組めるように、わかりやすく分別方法の啓発とそれから情報発信、これらに努めまして、リサイクル率の向上と廃棄物の減量化、これに取り組んでまいります。

また、し尿等の処理につきましては、適正かつ安定的な処理を継続するため、老朽化した、し尿処理場の施設更新に向けて、今、基本構想を策定しております。

町民の憩いの場であります、子どもたちの遊び場など多くの機能を持つ公園については、今後も、安心して快適に利用できるよう施設の状況把握に努め、町内会など地域の皆様との協働による適切な維持管理を行ってまいります。

令和3年4月に供用開始しました別海町合葬墓は、お墓の維持管理や継承者不足によります不安の解消を図るため、引き続き適切な管理・運営に努めてまいります。

次に、共に支え合い、健やかに暮らせる福祉のまちですけれども、健康づくりの推進については、全ての町民が健康で心豊かにいきいきとした人生を送れるように、疾病の早期発見や重症化予防につながる特定健診をはじめ、各種健診の受診勧奨や保健師等によりますきめ細かな保健指導を積極的に進めまして、健康管理意識の高揚とそれから自主的な健康づくりを促進し、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたる保健事業の充実を図ります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各種健診の受診率が減少傾向にありますことから、効果が見込まれるAI、人工知能ですけれども、これを活用した受診勧奨や感染防止対策を徹底した事業運営によりまして、受診率の回復を図ってまいります。

国によります地域医療構想につきましては、コロナ禍が終息した後に再度検討されるものと考えております。

公立病院の統廃合ですけれども、町立別海病院がワクチン接種の実施や感染者の入院受入れ等を行っている実態を踏まえまして、広大な面積を有する本町において唯一の病院である町立別海病院の存続を、関係機関にしっかりと訴えていかなければならないと考えております。

町立病院の運営につきましては、町民の命と健康を守るために、引き続き、医師確保推進機関等との連携や医師の派遣をいただいております札幌医科大学との関係を継続し、奨学金制度の活用と合わせて、医療従事者の安定的な確保に努めてまいります。

また、オンライン診療を推進しまして、高齢者の通院の負担をできるだけ軽減するとともに、コロナ禍のような感染症拡大時においても、医療の提供に努めてまいります。

令和4年3月に策定の運びとなります「別海町地域福祉計画」でございますけれども、これに基づきまして、町内会や各事業所、社会福祉協議会などと協力関係をしっかり保ちまして、全ての町民が思いやりの心を持ち、互いに支えあいながら住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、これを目指し、地域福祉の取組を進めてまいります。

在宅で暮らす高齢者や障がいのある方々の不安の解消と安全確保のため、緊急通報システム事業や災害時避難行動要支援者支援制度を推進し、緊急時の支援体制の充実に図ります。

さらに、高齢者や障がいのある方などへ健康増進及び社会参加を目的とします福祉牛乳の支給、そして、福祉入浴券及びバス・ハイヤー共通利用券等の給付の事業を継続して実施いたします。

子育て支援に係る施策につきましては、病児期のお子様を一時的に預かる病児保育事業を本年度新たに実施するとともに、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、安心して子どもを産み、子育てできる環境の充実を図るために、第2期子ども・子育て支援事業に基づきまして、各種事業を継続してまいります。

また、子どもの健やかな成長と子育て世代を支援するための、子どもの誕生を町全体で祝福します出産祝金贈呈事業や、中学生までの医療費を無料とします子ども医療費助成事業を、これも引き続き実施していきます。

保育園の運営は、私立認定こども園等と連携をしっかりと図り、地域のニーズを的確に捉え、子ども数の推移など地域の実情を考慮した多様な保育サービスの充実に努めてまいります。

障がい者及び障がい児の支援については、障がい者計画の基本理念であります「障がいのある人もない人も一人ひとりが輝く共生のまち」、これの実現を目指しまして、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく各種サービスの提供体制の確保や、発達過程に心配のあるお子様に係わります保護者の精神的・経済的負担軽減を図るとともに、適切な療育支援の充実に努めてまいります。

高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるように、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきまして、地域包括ケアシステムの進化・推進に向け、医療と介護の連携強化や認知症支援対策の充実や生活支援体制の整備など各種施策を総合的、計画的に進めてまいります。

また、東部地区に民設民営によります小規模多機能型居宅介護施設、これを設置し、利用者ニーズに即した施設の整備を目指すとともに、介護サービス提供体制の充実を図り、介護職員確保対策事業を推進し、人材確保にも努めてまいります。

老人保健施設等での自立を支援する介護及び機能訓練や日常生活サービスの提供など、施設サービス実施体制の継続も努めてまいります。

認知症高齢者や障がいのある方々の権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活を行うことができるよう、成年後見事業実施機関でありますべつかい安心サポートセンター、これに中核機関を設置しまして、一体的に権利擁護支援に取り組むとともに、さらなる制度の認知と後見事業を支える市民後見人の養成を進め、権利擁護体制の充実に努めます。

これも現在では、利用者数が非常に少ない状況ですけれども、こういう制度があるということをご啓発していくことも大切なことだと考えております。

次に、国民健康保険は、財政運営の責任主体であります、今は北海道でございますけれども、これや関係機関と連携して健全な事業運営に取り組むとともに、「北海道国民健康保険運営方針」、これに基づきまして、保険料水準の統一化、これに向けて財源確保や賦課方式改正の検討をさらに進めて、保険税の適正な課税と徴収の向上に努めます。

これは、安くなるとは限らないということで、今の状況では高くなる危険性もあるということですが、ただ、令和8年までには道の基準に合わせなければならないという義務もありますので、そこら辺を含めて検討をしていきます。

また、特定健診などの保健事業により生活習慣病の発症と重症化の予防に努めまして、医療費の抑制を図るとともに、健康づくり、これを推進してまいります。

様々な事情によりまして、生活が困窮している方が自立し、健康で文化的な生活を送ることができるように、関係機関や民生委員・児童委員等との連携を強化し、相談体制の充

実を図るとともに、生活保護制度など既存の制度の適正な運用による早期支援に努めてまいります。

次に、生涯を通じて人と文化を育む学びのまちですけれども、本基本目標の教育行政に係ります具体的方針につきましては、このあと教育長からの教育行政執行方針で詳しく申し上げますので、私は総括的な方針について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、生涯学習の核となります生涯学習センターみなくるが令和4年4月から供用開始となりますので、今後、ぷらととマルチメディア館との3館で連携を図り、生涯にわたり学ぶことができる拠点として、この機能を高め、町民が生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指します。

また、各公民館や図書館を拠点としまして、幅広い世代に対しての学習機会の提供にも努めてまいります。

学校教育にあつては、「GIGAスクール構想」で整備しましたタブレット端末やICTを効果的に活用して、授業や家庭学習に取り入れ、双方向で学びの保障ができるよう学習方法の改善と充実を図ってまいります。

地域を担う若者の健全育成においては、別海高等学校の普通科3間口の確保及び酪農経営科生徒の増員を図るため、別海高等学校及び関係機関との連携や、保護者等の方々の意見もお聞きしながら、寄宿施設の利用者への助成をはじめとした各種支援事業を継続して実施していき、地域に根ざした高等学校教育の充実を目指してまいります。

次に、返礼品登録事業者の返礼品確保の尽力によりまして、堅調な伸びを示しておりますふるさと応援寄附金についてでございますけれども、本町の魅力、特産品のブランド化、寄附金の活用成果など、情報を発信する施策を強化しまして、交流や関係人口、それらを強め、自主財源及び雇用の確保にもつなげていきます。

移住定住対策につきましては、令和3年度に整備しましたお試し移住住宅の本格運用を4月から開始いたします。

移住体験者には、本町の様々な魅力を伝えられるメニューを用意しまして、お迎えする準備を進めているほか、特に、移住希望者が求める要素であります、住まい情報の集約化や、それから移住者への助成制度の検討、これを進めます。

また、別海町の魅力と暮らしの情報を楽しくお届けできます「べつかい移住ちゃんねる」、これのYouTube動画、これの更新をコンスタントに行って、あらゆるイベントや媒体を通じまして、プロモーションを強化していきたいと考えております。

次に、安全に、安心して住み続けられるまちですけれども、令和4年度は、別海市街の防犯灯のLED化工事が完了する予定で、防犯灯の維持と省エネ対策を行うとともに、別海連合町内会との協議のもと、市街地中心部については、デザイン性を考慮した防犯灯を設置することにより市街地景観の維持に努めます。

ほかの市街地は、今まででほぼ整備が終わっておりますので、これで別海市街が終わりますと、ほぼ全域で整備が完了いたします。

公営住宅については、計画的な改修工事により質の向上と長寿命化に取り組みます。

また、大規模地震による倒壊被害等を抑制するために、既存住宅の耐震改修費用等の一部を補助し、既存住宅の耐震化を支援していきます。

空き家対策につきましては、実態調査を行うとともに、対策計画に基づきまして、空き家の利活用や除却の補助、管理が不適切な空き家に対する指導、勧告等によりまして、地域住民の生活環境の保全に努めてまいります。

道路及び橋梁の整備につきましては、町道等の舗装化を計画的に進めるとともに、「橋梁長寿命化修繕計画」、これに基づき工事を行いまして、歩行者や通行車両の安全確保と住民生活の利便性の向上を図ってまいります。

上水道、下水道につきましては、各施設等の長寿命化や自然災害への対応を図るために、ストックマネジメントに基づき計画的な更新整備に努めております。

また、本年4月から公営企業法の一部を適用して企業会計となります下水道等事業につきましては、健全経営に向けて取組をしていきます。

町民生活のさらなる向上と地域産業及び学校教育への活用を目的に順次各戸に供用が開始されます光ファイバサービスに加えて、次世代移動システム5G、これの利活用により地域課題の解決に向けて広域的に研究、検討を行います。

また、国・北海道のデジタル化の動きに呼応して、電子決済、ペーパーレス化、事務効率化など、役場庁舎内の情報化のさらなる推進を図ります。

防災対策につきましては、新たな防災ハザードマップを活用し、きめ細やかな情報提供を推進し、防災意識の高揚に努めます。

また、防災教育の強化や防災関係機関との連携による訓練等を実施し、地域防災力の向上を図ります。

また、専門の防災監の設置も考えております。

交通安全・防犯活動につきましては、交通死亡事故の撲滅及び犯罪の未然防止など、交通安全協会や防犯協会等の関係機関と連携した啓発活動等の取組を行い、交通安全や防犯意識の向上に努めます。

また、昨今、コロナ禍に乗じた詐欺が発生することや、新たな手口が増え続ける特殊詐欺や悪質商法から町民を守るため、消費者団体等の関係機関と連携して啓発を行うとともに、相談体制の一層の充実を図り、町民の消費生活における安全と安心の確保に努めます。

参画と協働で共につくるまちづくり。

別海町自治基本条例のもと、住民参画、協働のまちづくりの成熟に向けて、よりよきものを求め、既存手法の見直しや必要に応じた制度の拡充等について、自治推進委員会等を通じまして、検討・協議を進めてまいります。

北方領土の問題につきましては、令和3年度も、コロナ禍の影響によりまして多くの事業が中止となる中で、千島歯舞諸島居住者連盟別海支部によります洋上慰霊が実施されました。

そのことは、元島民やその御遺族の方々にとって有意義なものとなりました。

現在もコロナ禍ではありますが、可能な限りの啓発事業を展開し、領土問題意識の高揚を図る施策に取り組むとともに、北方四島交流事業をはじめ、返還運動を先細りさせないための後継者育成事業の展開について、国や北海道、関係団体に要望してまいります。

ただ、今、緊迫するウクライナ情報でございまして、これも領土問題への影響も懸念されることから情勢を注視しております。

管内5自治体で形成しております北隣協の組織においても、今、情報収集を図り、本年度こういった形で共同経済活動等に取り組んでいくかということの議論も進めていこうという同意を得ているところで、地域全体が一体化して取り組んでいく課題となっております。

次に、職員の人材育成については、国との人事交流、民間団体等への職員派遣に加えまして、コロナ禍における職員研修のあり方について検討を進めまして、質を低下させることなく、引き続き、職員の育成、組織の活性化に寄与する研修の実現に努めてまいります。

新聞報道にもありましたけれども、本町は令和４年度から過疎地域指定を受ける見込みとなりました。過疎法適用の自治体は、過疎債等をはじめとする国の財政措置を受けることができます。

しかしそれは、地域の持続発展、これのためであることを認識しなければなりません。総合計画や総合戦略との整合を図りつつ、本町を持続発展させるための施策について示す「別海町過疎地域持続的発展計画」、これを策定します。

併せて、令和５年度に中間期を迎えます総合計画の見直し準備とそのほか、その１年後が始期となっております第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略、これの計画の一本化に向けて検討してまいります。

ただ、この過疎指定にはできるだけ早く抜け出したいという思い、抜け出していけるような施策をしっかりと取り組んでいかなきゃならないと考えております。

結びです。

以上、令和４年度、町政運営を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

新型コロナウイルスの新規感染者数は、昨年末には落ち着きをみせたものの、今、急激なオミクロン株の感染拡大に直面しまして、依然として予断を許さない状況が続いております。

これまでの新型コロナウイルスの感染拡大によって、町民の皆様の暮らしや働き方、これが大変大きく変わってまいりました。

こうした社会の転換期を的確に捉えて、しっかりと施策へと結び付けていかなければなりと考えております。

本町は、人口減少や厳しい財政状況など、引き続き、様々な課題に直面しておりますけれども、全ての取組は将来に向けての持続可能なまちづくりにつながるものと捉えています。

今後においても、町民が主役であるとの認識の下に、次世代を担う子どもたちが希望を持ち、町民の皆様が愛着を持てる、笑顔があふれる別海町を目指しまして、未来へつなぐまちづくりをしっかりと進めてまいります。

町民の皆様、そして議員各位の皆様方の一層の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。令和４年度の行政執行方針といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） ここで１０分間休憩いたします。

午前１１時０３分 休憩

午前１１時１２分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第７ 令和４年度教育行政執行方針

○議長（西原 浩君） 日程第７ 令和４年度教育行政執行方針について説明があります。

○教育長（登藤和哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（登藤和哉君） はい。

令和4年第1回定例会の開会に当たりまして、別海町教育委員会の教育行政の執行に関する主要な方針を申し述べさせていただきます。

第7次別海町総合計画の目指す将来像の実現に向け、全ての町民がふるさとべつかいの心を礎に、思いやりの心をもって共に支え合い、勇気を持ってチャレンジできる人材を育成する施策をそれぞれの地域の強みを生かして推進します。

とりわけ子どもたちには、快活に次代を切り開く力を育む教育を展開いたします。

また、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を乗り越え、目標とする社会を実現するために、町民が学びを通じて心豊かな人生を送ることができるよう、ポストコロナを見据えた多様な学びの保障に努めます。

続きまして、教育行政の執行に臨む基本となる姿勢を3点申し上げます。

1点目は、別海型CS活動の推進です。

コミュニティ・スクールの具体的な活動を通じて、地域の子どもは地域が育てるという理念のもと、それぞれの地域のコミュニティの強みを生かしつつ、学校・家庭・地域・行政が連携して、子どもの豊かな学びや生涯学習を推進します。

2点目は、社会の変化に対応した教育の推進です。

急激なデジタル技術の進化やコロナ禍などの社会の変化に対応し、快活に次代を切り開くチャレンジができる生きる力の育成を軸として、ポストコロナを念頭に置き、各校がチーム学校としてより強い組織力を発揮して教育活動が推進できるよう、校長会との連携を図りつつ、諸施策を実行します。

3点目は、ふるさとべつかいを支える教育の推進です。

郷土の歴史や文化に誇りを持ち、町民一人一人の人生を豊かにするために、生涯学習センターみなくるや各公民館等の社会教育施設を拠点とした学びを充実させるとともに、スポーツや芸術・文化を振興いたします。

次に、第7次別海町総合計画を基に、重点的に取り組む施策を申し上げます。

1点目は、生涯にわたり学ぶ社会教育の推進についてです。

4月には、生涯学習の核となる生涯学習センター「みなくる」が供用開始されます。

今後、みなくるは「ぷらと」、「マルチメディア館」と3館連携を図りながら、全ての町民が、生きがいを持って暮らせる社会を実現するために、地域の絆を深め、町民が主体となり活力あるコミュニティづくりを通し、生涯にわたって学ぶことができる拠点として機能を高めてまいります。

各公民館で開催をしていました母親の学びの場である乳幼児母親家庭教育学級「すくすく学級」は、みなくる完成に合わせて、子育て支援センター「はみんぐ」と事業統合いたします。それにより、家庭教育支援と子育て支援が有機的につながり、これまで以上に親子とも健やかに成長できる環境づくりに寄与することを期待するところでございます。

その他、各公民館で行われております、小学生を対象としたアドベンチャースクールをはじめとする青少年スクール、高齢者の生きがいを高めるための場である寿大学及び各種講座を通じ、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくりを進めてまいります。

また、町民へよりわかりやすく、身近な情報を提供するとともに、学習成果を生かす機会の充実を図り、人のつながりを大切にした地域コミュニティの形成を推進することで、

地域や家庭、学校などにおける課題解決に取り組みます。

図書館では、地域の読書活動の振興を担うとともに、町民の多様な学習を支援する情報の拠点として、利用者のニーズの多様化に対応するよう努めてまいります。

乳幼児期から本に親しむため、ブックスタート事業を継続し、親子で利用しやすい環境整備を図り、さらなる利用促進を目指します。

また、学校と連携し、学校図書室の環境整備を進めるとともに、授業で使用する資料の貸出やわくわく読書会などの学校訪問事業を実施します。

さらには、移動図書館車の運行や上西春別中学校に設置している地域開放型図書館の充実に努め、読書率の向上を図ってまいります。

2点目は、生きる力を育む学校教育の充実についてです。

目まぐるしく変化する社会の中で、将来を担う子どもたちが生きる力を身に付けるとともに、人を大切にする力・自分を表現する力・チャレンジする力を育成することが大切です。

このことから、子どもたちは家庭で育ち、学校で学び、地域で伸びると考え、昨年度、全8学校区で本格実施したコミュニティ・スクールにおいて、各地区で特色を生かした取組を充実させ、地域一丸となって子どもを育てる環境づくりを推進してまいります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるため、引き続き教職員の研修を充実させ、保幼小中の一層の連携を図るとともに、コミュニティ・スクールと連携をして、小中一貫教育など、地域の実情に応じた学校の在り方について検討してまいります。

別海町生きる力アッププロジェクト事業は、子どもたちが別海町の魅力を学び、別海町に誇りを持つことと、その基盤の上に自分の将来について自ら考え、行動できる力を養うことを目的に実施をしております。

第3次の最終年となる令和4年度は、地域の自然や歴史、文化や伝統、産業などの資源を生かし、地域を知り、ふるさとを学び、ふるさとに愛着や誇りを育むことを通じて、自らの人生を豊かに創り上げていく、ふるさとキャリア教育を展開いたします。

学びの土台づくりにおいては、引き続き、書評合戦である別海型ビブリオバトルをはじめとした読書活動を推進するとともに、月に1度の別海町新聞の日には、児童生徒一人一人に新聞を配布し、新聞を教材として活用した教育活動を推進することで、子どもたちの総合的な読解力向上に取り組んでまいります。

G I G Aスクール構想により整備した児童生徒1人1台の端末を活用して、教育方法の改善と充実を図ります。

各学校におけるインターネット環境を充実させ、これからのS o c i e t y 5.0時代の予測不可能な未来を生きる子どもたちのため、授業や家庭学習等の場面において、タブレット端末やI C Tを効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを実現してまいります。

不登校やいじめ問題の解決に向け、教育相談の充実を図るため、引き続き学校と連携を深め、スクールカウンセラー、ふれあいる一む指導員、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を行います。

また、昨年度に設置をいたしました西地区における「ふれあいる一む」を機能的に活用し、不登校やいじめの解決に向けた対応を進めます。

特別支援教育の充実においては、支援を必要とする児童生徒が年々増加傾向にある中

で、各学校が児童生徒を支える特別支援教育支援員をより効果的に運用ができるよう見直しをしてまいります。

英語指導助手ALTについては、ネイティブな英語に触れ、国際理解教育を向上させるため、引き続き各学校に派遣してまいります。また、幼稚園訪問を実施し、グローバルな視点に立ち、柔軟に対応できる心豊かな子ども育成を目指してまいります。

新型コロナウイルスの感染が収束しない中で、自律的な学習に向かう姿勢の育成を図るとともに、保護者の負担を軽減するため、引き続き漢字検定、英語検定、算数・数学検定の受検料を助成してまいります。

また、家庭学習などに利用できるタブレットドリルを導入して、子どもたちの主体的な学びを支援してまいります。

学校給食センターでは、子どもたちが将来を通じて、健全な食生活を実践できるための食育を、各学校と連携し進めていくとともに、食材の地産地消等にも努めながら、安全な学校給食の提供を行います。

また、食物アレルギーを有する児童生徒にも、学校給食を提供するため、食物アレルギー対応指針の大原則に基づき、安全性を最優先するため、品目を限定して提供を行います。

子どもたちへの効果的な教育活動を行うために推進している学校における働き方改革は、学校閉庁日の拡充、部活動休養日の完全実施などの取組を継続実施するほか、在校時間の分析結果を基に検討した実効性のある新たな取組を実施してまいります。

地域を担う若者の育成においては、別海高等学校の普通科3間口の確保及び酪農経営科生徒の増員を目的として、寄宿施設利用者への助成をはじめとした各種支援制度を継続実施し、地域に根ざした高等学校教育の充実を図ってまいります。

3点目は、郷土愛と社会性を育む青少年の健全育成についてです。

本町の次世代の担い手となる、青少年の夢の実現と目標の達成を支え、豊かな社会性とふるさとべつかいへの郷土愛を育むため、町ぐるみで施策を推進します。

ふるさと教育においては、学校等と連携し、スポーツ・文化活動や加賀家文書館をはじめとした社会教育施設や、新たに作成した社会科副読本を活用し、郷土愛を育む教育の充実を図ります。

健全育成と生活習慣の改善においては、引き続き町独自のメディアコントロールシートを活用し、子どもが主体的にメディアとの付き合い方を考える機会を設けるとともに、別海町生涯教育研究所において、児童生徒等の生活実態の調査研究を行い、今後の施策決定に必要なデータ収集に取り組んでまいります。

また、これまで青少年の多様な体験を進める「べつかい子ども未来議会」や中高生を対象とした「ジュニアリーダー組織」の育成などに取り組んできましたが、令和4年度からは、マルチメディア館の改修計画の策定などに中高生の参加機会を設け、地域の課題解決を目指すまちづくり活動を実践してまいります。

4点目は、地域に根ざし個性あふれる地域の芸術文化の振興についてです。

地域の芸術文化の振興においては、別海町文化連盟をはじめとした各団体への支援により、地域の芸術・文化の振興を図るとともに、貴重な文化財や本町の歴史を学び、理解を深める機会の充実を図ることで、郷土愛の育成に努めてまいります。

史跡旧奥行臼駅通所をはじめとする奥行地区文化財は、道内外から多くの方々が見学に訪れており、引き続き情報発信を行うとともに、「奥行臼散策デー」を開催するなど、地

域の文化財を学ぶ機会の拡充に努めてまいります。

また、3つの異なる交通遺産が集中する奥行地区を総合的に整備し、歴史観光スポットとして活用するため、奥行臼史跡公園の整備基本計画を2年間かけて策定いたします。

北海道天然記念物である西別湿原ヤチカンバ群落地については、専門家による保護対策検討委員会での協議を継続し、保護対策と管理に努めるとともに、国の天然記念物指定を申請してまいります。

また、日本遺産「鮭の聖地の物語」の構成文化財については、本町に関わるものが多いことから、知名度を高めて観光客の集客の増加につながるよう、積極的なプロモーション活動を行います。

郷土資料館は、施設の老朽化が喫緊の課題となっており、引き続き整備方針を検討するとともに、町の歴史、文化や自然に関わる資料の収集、整理保管、調査研究を進め、展示物の充実に努めてまいります。

また、ふるさと講座、郷土学習出前講座や出前移動展を積極的に開催し、ふるさとべつかいへの郷土愛の高揚を図ります。

5点目は、活力に満ちた地域をつくるスポーツの振興についてです。

全ての町民が、幼少期から生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりができる町民皆スポーツの実現をめざします。

そのため、スポーツ協会等と連携をし、地域の特性やスポーツ施設を有効活用した、いつでも、誰でも気軽にできる、スポーツの普及を図ってまいります。

また、スポーツイベントや各種教室を通し、人と地域のつながりを深めるほか、障がいのある人にも気軽にスポーツ活動に参加できるよう関係団体と連携し、パラスポーツを通して健常者との交流機会を検討します。さらに、少年団等の指導者の育成と支援を行うことで、スポーツの振興とスポーツによる町づくりを進めるとともに、別海町スポーツ選手後援会とも連携を図り、スポーツの発展に努めてまいります。

また、部活動の地域移行に向けて、調査研究を始めてまいります。

なお、令和3年度の別海町パイロットマラソンは、新型コロナウイルス感染症拡大により、前年に引き続き中止としましたが、今後もスポーツ交流による人づくりと町づくりのため、令和4年10月2日の開催に向け、多くのランナーの参加が得られるよう、感染状況を見極めながら準備を進めます。

以上が、令和4年度に取り組む重点施策となります。

結びになりますが、教育行政執行方針の実現には、地域・学校・家庭・行政が一体となり、町ぐるみで取組を進めていくことが必要です。

別海町教育委員会は、ふるさとべつかいが心の支えとなり、心豊かな人生を送ることができる町民の学びを実現するための施策を推進してまいります。

とりわけ、子どもは町にとって重要な宝であります。教育、スポーツ、文化・芸術の世界は、人々を教え育み、知力、表現力、創造力を引き出して、人生を豊かにすることから、特色ある教育づくりを推進します。

ポストコロナを念頭に置き、地域や現場の声を重視して、様々な課題に対し、積極果敢に取り組むことをお誓い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

◎日程第8 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第8 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は議案が32件、同意が1件であります。

まず最初に、議案第2号から議案第9号までの8件は、令和4年度各会計予算であります。

一般会計では193億3,900万円、特別会計、企業会計を合わせた全会計の総額で、292億7,417万円となり、前年度比で4.0%の増額となっています。

次に、議案第10号から議案第17号までの8件は、令和3年度各会計補正予算です。

一般会計の補正内容としては、ほとんどの経費において執行額の確定などによる減額となりますが、国の補正予算に伴う畜産クラスター事業やふるさと応援制度推進事業、秋サケ不漁対策特別事業などの増額により、11億1,420万円を増額補正するものです。

国民健康保険特別会計で保険給付費の増額見込みによる増、病院事業会計では収益的収入の病院事業収益でコロナ補助金の計上等による増、水道事業会計では収益的収入で水道事業収益の確定見込みによる増のほか、その他の特別会計や企業会計では執行額の確定などにより、それぞれ減額補正を行うものであります。

議案第18号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定は、別海町生涯学習センターの設置に伴い、令和4年4月1日から運用を開始するため、新たに本条例を制定しようとするものであります。

議案第19号議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正については、別海町生涯学習センターの設置に伴い、本施設を住民生活と密着度の高い公の施設として条例に位置づけることや、併せて既存施設についても位置づけの見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

議案第20号別海町監査委員条例の一部改正については、これまでの本町における監査体制の強化や各種見直し等により、効率的な取組が進んできたことや、近年の全国・全道での選任の状況等を踏まえ、今般、監査委員の定数について、法令の基準のとおり2名とし、併せて関係する所要の改正を行うものであります。

議案第21号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、関係法令の改正により、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能とされたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第22号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、関係法令の改正により、事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めるとされたことから、所要の改正を行うものです。

次に、議案第23号別海町証紙条例の一部改正については、し尿処理手数料の収入について、これまでの証紙による方法から納入通知書による方法への変更に伴い、所要の改正

を行うものです。

議案第２４号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、議案第２３号別海町証紙条例の一部改正に伴い、し尿処理手数料の証紙による収入に関する規定を削除するなど、所要の改正を行うものです。

議案第２５号別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正については、関係法令の改正により、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するとともに、歩行者利便増進道路の構造に関する基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

議案第２６号別海町道路占用料徴収条例の一部改正については、関係法令の改正により、道路管理者以外の者が道路に自動運行補助施設を設置する場合の占用料を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第２７号別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正については、現在の別海町中央公民館施設の廃止及び議案第１８号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定に伴い、別海町中央公民館の位置の変更など、所要の改正を行うものです。

議案第２８号根室町村等公平委員会規約の変更については、本委員会事務局について、これまで標津町がその事務を担ってきましたが、令和４年度から管内４町の持ち回りにより行うことに伴いまして、所要の改正を行うものです。

議案第２９号及び議案第３０号の２件は、工事請負契約の締結についてです。いずれも予定価格が１件５,０００万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第３１号工事請負契約の一部変更については、令和３年３月に締結した高度無線環境整備工事請負契約の契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものです。

議案第３２号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、計画策定済みの８地区の辺地について、事業費の増額等に対応するため、総合整備計画を変更するものがあります。

議案第３３号町道の路線認定及び廃止については、事業の実施等に伴い、変更路線及び新規認定合わせて７路線を認定し、２路線を廃止しようとするものです。

最後になります、同意第１号根室町村等公平委員会委員の選任については、令和４年３月３１日をもって委員１名が任期満了となるため、新たな委員の選任をいたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上で、提出いたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

提出されております議案第１９号から議案第３３号までの１５件と同意第１号の合わせて１６件については、会議規則第３９条第３項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号から議案第３３号までの１５件と同意第１号の合わせて１６件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 9 議案第10号から日程第16 議案第17号まで

○議長（西原 浩君） 日程第9 議案第10号令和3年度別海町一般会計補正予算（第9号）、日程第10 議案第11号令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11 議案第12号令和3年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12 議案第13号令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13 議案第14号令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第14 議案第15号令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15 議案第16号令和3年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）、日程第16 議案第17号令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）の8件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第10号令和3年度別海町一般会計補正予算（第9号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第10号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和3年度一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度別海町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236億3,350万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款町税、1 項から5 項で2,392 万5,000 円の増。

2 款地方譲与税、1 項と3 項で342 万円の減。

3 款利子割交付金、1 項で30 万円の減。

4 款配当割交付金、1 項で40 万円の減。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項で70 万円の減。

6 款法人事業税交付金、1 項で600 万円の減。

8 款環境性能割交付金、1 項で500 万円の増。

13 款分担金及び負担金、1 項と2 項で47 万4,000 円の増。

14 款使用料及び手数料、1 項から3 項で3,053 万円の減。

15 款国庫支出金、1 項から3 項で2,231 万4,000 円の減。

16 款道支出金、1 項から3 項で10 億216 万円の増。

17 款財産収入、1 項と2 項で1,251 万5,000 円の増。

18 款寄附金、1 項で3 億120 万円の増。

19 款繰入金、1 項で1 億4,526 万1,000 円の減。

21 款諸収入、2 項と4 項及び5 項で845 万1,000 円の増。

22 款町債、1 項で3,060 万円の減。

歳入合計で、11 億1,420 万円の追加です。

次に、4 ページをお開きください。

歳出です。

1 款議会費、1 項で143 万円の減。

2 款総務費、1 項から6 項で2 億7,003 万8,000 円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で4,800 万1,000 円の減。

4 款衛生費、1 項と2 項で3,687 万円の減。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で10 億21 万5,000 円の増。

7 款商工費、1 項で1,294 万9,000 円の減。

8 款土木費、1 項と2 項及び4 項と5 項で3,367 万6,000 円の減。

9 款消防費、1 項で348 万4,000 円の減。

10 款教育費、1 項から6 項で1,964 万3,000 円の減。

歳出合計で11 億1,420 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ23 億3,350 万円とするものです。

6 ページをお開きください。

第2 表、繰越明許費補正で、6 件を追加するものです。

まず、1 件目。

2 款総務費、1 項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業小中学校等対策経費は、国の補正に伴い、北海道からの補助金の追加交付があり、小中学校の衛生消耗品等を追加購入するもので、年度内に完了しない見込みのため、金額を1,485 万円として、次に、2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍管理システム改修事業は、国の補正に伴い、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係る住民記録システムの改修を行うもので、年度内に完了が見込めないため、金額を272 万8,000 円として、4 款衛生費、1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、5 歳以上15 歳以下の子どもの新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種費用や事務費について、

年度内に終了しないため、金額を1,127万1,000円として、6款農林水産業費、1項農業費は2件で、畜産クラスター事業は、国の補正予算に伴う道東あさひ畜産クラスター協議会への補助金で、10億1,767万8,000円として、道営農道整備事業は、北矢白別地区の道営農道整備事業において、施工箇所の一部から、土砂流出が発見され、対策工事が必要となったものの、冬期工事では施工後の地盤沈下等も予想されるため、金額を121万2,000円として、最後に、6款農林水産業費、2項広域農業対策費、農業水路等長寿命化事業は、国庫補助の追加採択等により、風連1号及び風連2号配水池の防水塗装工事を実施するもので、年度内に完了が見込めないため、金額を4,522万7,000円として、それぞれ、繰越明許費を設定するものです。

7ページにお進みください。

次に、第3表、債務負担行為補正で、1件の追加と3件の変更です。

まず、追加ですが、中小企業振興資金利子補給補助金は、中小企業融資条例に基づき、令和3年度借入資金に対する利子補給で、期間は令和4年度から令和18年度まで、限度額は、1,824万4,000円です。

続いて変更ですが、公の施設に係る指定管理者に対する委託料3件で、別海町酪農工場及び別海町農漁村加工体験施設については、最低賃金の引上げなどにより人件費が上昇しており、次年度分からの指定管理委託料を増額する必要があり、債務負担行為限度額に不足が見込まれるため、期間に変更はありませんが、酪農工場は限度額を2,954万9,000円から2,983万1,000円に、農漁村加工体験施設は4,944万9,000円から4,958万5,000円に変更するものです。

次の、別海町総合スポーツセンターについては、燃料費高騰の影響により、指定管理委託料の増額が生じ、債務負担行為限度額に不足が見込まれるため、期間に変更はありませんが、限度額を3億4,982万8,000円から3億5,229万2,000円に変更するものです。

8ページをお開きください。

次に、第4表、地方債補正で、28件の変更と1件の廃止です。

事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減額が主な内容となりますので、1件ごとの説明は省略させていただき、限度額が増額となるもののみ説明させていただきます。

まず、変更についてですが、3段目の南1号地区基幹農道整備事業から10段目の北中西別地区農道整備事業の8事業については、北海道が事業主体となる農道工事の負担金事業となりますが、事業費配分額の精査・確定見込額の通知により、5段目の開南地区農道整備事業は限度額を670万円から1,520万円に、6段目の北栄地区農道整備事業は、1,660万円から3,080万円に、7段目の奥行西地区農道整備事業は、900万円から970万円に、上風連北地区農道整備事業は、900万円から1,750万円に、それぞれ、増額変更するものです。

9ページに進んでいただき、2段目、防雪対策事業は、起債の対象となる経費が増えたことにより、限度額1,080万円から1,100万円に、下から3段目、公営住宅等整備事業は、国庫支出金の減額に伴い起債額が増額となり、2億6,290万円から2億6,730万円に、それぞれ、増額変更するものです。

なお、変更する28事業の起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

次に、廃止についてですが、コミュニティFM放送通信施設整備事業は、基本設計等の

業務を進めてきた中で、電波干渉の問題が浮上し、それを解決するためには、新たなシステム導入や、電波干渉状況調査の追加業務が必要となり、その場合の本体事業費も、概算で当初に予定していたより倍以上の額が見込まれるため、事業を一旦凍結することに伴い、起債についても廃止するものです。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額 17 億 8,165 万 6,000 円から 3,060 万円を減額し、補正後の限度額を 17 億 5,105 万 6,000 円とするものです。

続いて、11 ページから 111 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明につきましては、全て省略させていただきます。

以上で、議案第 10 号一般会計補正予算（第 9 号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 11 号令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を求めます。

○町民課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） はい。

議案第 11 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 800 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4,300 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項で 2,819 万 1,000 円の減。

2 款国庫支出金は本款新設となります。

1 項で 433 万 7,000 円の増。

3 款道支出金、1 項で 3,634 万 5,000 円の増。

4 款財産収入、1 項で 1 万 6,000 円の減。

5 款繰入金、1 項と 2 項で 570 万円の減。

7 款諸収入、2 項で 122 万 5,000 円の増。

歳入合計で 800 万円の追加です。

3 ページにお進みください。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項から 4 項で 137 万 3,000 円の減。

2 款保険給付費、1 項で 3,000 万円の増。

5 款保健事業費、1 項と 2 項で 190 万 7,000 円の減。

6 款基金積立金、1 項で1 万6,000 円の減。

7 款諸支出金、1 項で1,870 万4,000 円の減。

歳出合計で800 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ25 億4,300 万円とするものです。

5 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第11 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第12 号令和3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2 号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

議案第12 号の内容説明をいたします。

別冊の令和3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算書の1 ページをお開きください。

令和3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2 号）。

令和3 年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5 億4,210 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

第2 条、繰越明許費。

地方自治法第213 条第1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2 表 繰越明許費」による。

第3 条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第3 表 債務負担行為補正」による。

第4 条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第4 表 地方債補正」による。

2 ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

2 款使用料及び手数料、1 項と2 項で303 万2,000 円の減。

3 款国庫支出金、1 項で216 万8,000 円の減。

6 款町債、1 項で70 万円の減。

0 款諸収入、0 項で70 万円の減。

歳入合計で660 万円の減額です。

3 ページをお開きください。

続いて、歳出です。

1 款総務費、1 項で125 万4,000 円の減。

2 款下水道施設費、1 項で392 万3,000 円の減。

3 款集落排水施設費、1 項と2 項で142 万3,000 円の減。

歳出合計で660万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,210万円とするものです。

4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費です。

2款下水道施設費、1項下水道施設費、特定環境保全公共下水道事業1,000万円は、別海終末処理場改築更新として、コントロールセンター及び補助継電器盤などの電気計装設備更新を地方共同法人日本下水道事業団へ委託し実施しておりますが、新型コロナウイルスの世界的な蔓延及び半導体・樹脂材料等の需要増による資材の入手困難により、機器の納品に遅延が生じており、年度内での事業完了が困難なことから繰越を行うものです。

3款集落排水施設費、1項農業集落排水施設費、農業集落排水事業3,334万円は、中春別地区排水処理施設改築更新として、電磁流量計や流量調整槽水位計など各槽の水位計及び中継ポンプ等の電気設備の改修・更新となりますが、新型コロナウイルスの世界的な蔓延及び半導体等の需要増などによる資材の入手困難により、機器の納品に遅延が生じており、年度内での事業完了が困難なことから繰越を行うものです。

次に、第3表、債務負担行為補正の廃止です。

令和3年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償と別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担、令和3年度融資分の2項目につきましては、借入希望がなかったことにより廃止を行うものです。

5ページをお開き願います。

第4表、地方債補正の変更です。

2件の事業、いずれも事業費の確定見込みによる減額となります。

起債の目的、下水道事業会計移行事業、限度額670万円を50万円減額し、620万円とし、漁業集落排水事業、限度額820万円を20万円減額し、800万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前の限度額6,360万円から70万円減額し、補正後限度額を6,290万円とするものです。

次の6ページ及び7ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略いたします。

以上で、議案第12号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第13号令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（竹中利哉君） はい。

議案第13号の内容について説明いたします。

別冊の令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,120万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

1款介護サービス費、1項で647万2,000円の減。

2款使用料及び手数料、1項と2項で57万5,000円の減。

6款繰入金、1項で474万7,000円の増。

歳入合計で230万円の減額です。

次に、歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で230万円の減。

歳出合計で230万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,120万円とするものです。

なお、3ページから8ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第13号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第14号令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい。

議案第14号の内容説明をいたします。

別冊の令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,630万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,490万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款保険料、1項で165万円の減。

3款国庫支出金、1項と2項で421万3,000円の増。

4款支払基金交付金、1項で2,210万1,000円の減。

5款道支出金、1項と2項で858万3,000円の減。

7 款繰入金、1 項と 2 項で 1,817 万 9,000 円の減。

歳入合計で 4,630 万円の減額です。

3 ページにお進みください。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項から 3 項で 104 万 3,000 円の減。

2 款保険給付費、1 項で 4,210 万円の減。

3 款地域支援事業費、1 項と 3 項で 329 万 6,000 円の減。

5 款諸支出金、1 項で 13 万 9,000 円の増。

歳出合計で 4,630 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 5,490 万円とするものです。

5 ページから 18 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略いたします。

以上で、議案第 14 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 15 号令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を求めます。

○町民課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） はい。

議案第 15 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,090 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,650 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で 726 万 5,000 円の減。

2 款繰入金、1 項で 408 万 9,000 円の減。

3 款繰越金、1 項で 45 万 4,000 円の増。

歳入合計で 1,090 万円の減額です。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項で 18 万 7,000 円の減。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で 1,071 万 3,000 円の減。

歳出合計で 1,090 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 8,650 万円とするものです。

3 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第16号令和3年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○病院事務課長（小川信明君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（小川信明君） はい。

議案第16号の内容説明をいたします。

別冊の令和3年度町立別海病院事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和3年度町立別海病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を次のとおり改める。

2項、年間患者数。

1号、入院、1,825人減で2万1,170人とする。

2号、外来、2,430人増で6万8,195人とする。

3項、1日平均患者数。

1号、入院、5人減で58人とする。

2号、外来、15人増で285人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項と2項合わせて1億1,055万7,000円を増額し、合計で23億2,049万円とする。

次に、支出の1款病院事業費用、1項と2項合わせて713万5,000円を減額し、合計で24億7,330万6,000円とする。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,995万3,000円は過年度分損益勘定留保資金8,995万3,000円で補てんするものとする。）

収入の1款資本的収入は、1項と3項で110万円を減額し、1億6,524万8,000円とするものです。

次に、支出の1款資本的支出は、1項と2項で108万2,000円を減額し、2億5,520万1,000円とするものです。

第5条、企業債の変更。

予算第5条に掲げる企業債を次のとおり改める。

起債の目的、医療機械器具購入事業、補正前の限度額260万円を補正後の限度額230万円とする。

設備更新事業、補正前の限度額1,120万円を補正後の限度額1,050万円とするものです。

なお、起債の方法及び利率並びに償還の方法は、補正前と変更はありません。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費、480万8,000円を減額し、12億4,700万1,000円とする。

2号、交際費、60万円を減額し、70万円とする。

3ページを御覧ください。

第7条、他会計からの補助金。

予算第8条に掲げる金額を次のとおり改める。

1号、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、231万1,000円。

2号、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,881万1,000円。

3号、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、939万7,000円。

4号、児童手当に要する経費、599万5,000円。

5号、院内保育所に要する経費、1,967万1,000円。

6号、医師の派遣をうけることに要する経費、2,619万円。

第8条、たな卸資産の購入限度額。

予算第9条に掲げるたな卸資産の購入限度額2億7,830万円を、2億9,900万円に改める。

5ページから9ページまでの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略いたします。

10ページをお開きください。

令和3年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

資本増減額の見込みで1億3,083万8,000円の減額となり、資金期末残高で1億6,685万1,000円となる予定です。

続きまして、11ページを御覧ください。

令和3年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失見込み9,431万3,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が25億1,068万8,000円となる見込みです。

12ページの令和3年度町立別海病院事業予定貸借対照表と13ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第16号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第17号令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

議案第17号の内容説明をいたします。

別冊の令和3年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和3年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、1 項と2 項で4 2 2 万7, 0 0 0 円を増額し、1 0 億7, 0 1 6 万1, 0 0 0 円とするものです。

収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項と2 項で1, 0 5 1 万9, 0 0 0 円を減額し、8 億4, 9 9 1 万6, 0 0 0 円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4 億8, 2 3 8 万4, 0 0 0 円は減債積立金、2 億1, 4 3 4 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3, 9 7 7 万円、過年度分損益勘定留保資金2 億2, 8 2 7 万4, 0 0 0 円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項と2 項で5 5 万5, 0 0 0 円を減額し、1 億9, 6 4 9 万9, 0 0 0 円とするものです。

続いて、資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で2, 1 6 6 万7, 0 0 0 円を減額し、6 億7, 8 8 6 万円とするものです。

2 ページをお開きください。

第4条、たな卸資産購入限度額。

予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額「2, 6 1 8 万2, 0 0 0 円」を「2, 0 8 1 万4, 0 0 0 円」に改める。

3 ページから8 ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

9 ページをお開きください。

令和3年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3 行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

2, 9 1 6 万6, 0 0 0 円の減額となり、最下段の資金期末残高2 8 億4, 5 0 3 万2, 0 0 0 円となる予定です。

次に、1 0 ページをお開きください。

令和3年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4 行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1 億8, 0 4 7 万5, 0 0 0 円となる予定です。

次の1 1 ページ、令和3年度別海町水道事業予定貸借対照表と1 2 ページの注記表の説明を省略させていただきます。

以上で、議案第１７号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第１０号から議案第１７号までの令和３年度別海町各会計補正予算の８件について、内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和３年度別海町各会計補正予算の８件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１０号から議案第１７号までの８件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りいたします。

議案調査及び委員会審査のため、本日散会后、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本日散会后、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は午前１０時から本会議を行いますので、御参集願います。

皆さん大変御苦労さまでした。

散会 午後 １時５０分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員